

船舶事故調査報告書

令和5年11月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年8月15日 09時40分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市猿島北東方沖 第2海堡灯台から真方位236° 2.3海里（M）付近 （概位 北緯35° 17.4′ 東経139° 42.2′）
事故の概要	遊漁船第八又エム丸は、漂泊中、また、プレジャーボートBOBOSSは、漂泊中、BOBOSSが突然後進し、両船が衝突した。 第八又エム丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、BOBOSSは、左舷船尾部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年9月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第八又エム丸、12.7トン 235-6811 神奈川、個人所有 11.99m (Lr) × 3.60m × 1.08m、FRP ディーゼル機関、382.46kW、昭和52年4月 （写真1 参照）



写真1 A船の外観

B プレジャーボート BOBOSS、7.9トン
 235-52268 神奈川、清水産業株式会社
 11.12m (Lr) × 3.37m × 1.93m、FRP
 ディーゼル機関、330.00kW、平成27年11月
 (写真2 参照)



写真2 B船の外観

乗組員等に関する情報

A 船長A 27歳
 一級小型船舶操縦士・特定
 免許登録日 平成29年11月9日
 免許証交付日 令和4年7月11日

	<p>(令和9年11月8日まで有効)</p> <p>B 船長B 75歳</p> <p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年4月14日 免許証交付日 令和3年3月15日</p> <p>(令和8年4月13日まで有効)</p>
死傷者等	なし
損傷	<p>A 右舷船首部外板に擦過傷</p> <p>B 左舷船尾部外板に擦過傷</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、遊漁の目的で、猿島北東方沖の釣り場に向け、令和4年8月15日07時15分ごろ横須賀市横須賀港第6区鴨居地区から出航した。</p> <p>A船は、07時40分ごろ釣り場に到着し、船尾にスパンカーを掲げ、主機を中立運転とし、船首を北方に向けて漂流を始めたのち、釣り客が両舷に分かれて舷外を向いて釣りを始めた。</p> <p>船長Aは、操舵室で椅子に腰を掛け、‘潮に流されては主機を始動して元の場所に戻る’（以下「潮上り」という。）をしながら、釣り客の状況及び周囲の確認を行っていたところ、右舷船首方に船首を北方に向けて漂流しているB船に気付いた。</p> <p>船長Aは、周囲には遊漁船、プレジャーボート等の小型船舶が数十隻おり、ふだんからこの釣り場では竿先が当たるくらいに密集して釣りを行っていたので特に気にすることなく、釣り客の状況を確認しながら漂流を続けていたところ、突然後進して接近するB船に気付いたものの、どうすることもできず、09時40分ごろA船の右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、釣りの目的で、猿島北東方沖の釣り場に向け、15日06時00分ごろ京浜港横浜第5区所在のマリーナから出航した。</p> <p>B船は、07時30分ごろ釣り場に到着して主機を中立運転とし、船首スラスト、船尾スラスト及び主機を使用して自動で潮上りを行う操船モード（以下「潮上りモード」という。）とし、漂流を始め、船長Bが船尾甲板で右舷側を、同乗者Bが同甲板で左舷側をそれぞれ向いて立って釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、時々操舵室の中にある魚群探知機のモニタを見ながら、釣りを続けていたところ、同乗者BからA船と接近していると告げられ、船尾方を向き、左舷船尾方約5mに船首を北方に向けて漂流しているA船に気付いた。</p> <p>船長Bは、A船から離れようと思い、周囲を見渡し、小型船舶が多</p>

数いたものの、右舷船尾方の海域が少し広がったので、右舷船尾方に向けて後進することとし、左舵一杯となっていたものの、漂泊した際に右舵一杯にしたと思い、そのまま主機を後進とすれば、右舷船尾方に向けて後進できると考えた。

船長Bは、ふだんから遊漁船団に近づかないようにしていたものの、A船に近づき過ぎていたので、慌ててしまい、潮上りモードにしていたことを失念し、操舵室後部右舷側にある主機操作レバーを後進としたが、主機が後進とならなかった。

船長Bは、操舵室後部右舷側に掛けていたリモコン操舵に切替え、左舵一杯のまま主機を後進としたところ、B船が左舷船尾方に向かって後進を始めたので、主機を中立運転としたものの、間に合わず、B船とA船とが衝突した。(写真3参照)



写真3 A船の操舵室後部右舷側

A船の僚船船長は、船長Aから携帯電話で連絡を受け、09時42分ごろ118番通報し、A船及びB船は、それぞれ帰港して海上保安庁の調査を受けた。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長Aは、約6年の遊漁船業に従事した経験を有し、うち約4年の船長経験を有していた。

船長Bは、本事故の約45年前に小型船舶操縦免許証を取得し、途中同免許証を失効させていた期間があるものの、週に1~2回程度の頻度で、約20年以上の小型船舶の船長としての乗船経験があった。

分析

乗組員等の関与

A なし、B あり

船体・機関等の関与

A なし、B なし

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、猿島北東方沖において、多数の小型船舶が密集して漂流している状況下、漂流中、船長Aが、右舷船首方に漂流しているB船に気付いたものの、特に気にすることなく漂流を続け、突然後進して接近するB船に気付いたものの、どうすることもできず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、右舷船首方に漂流しているB船に気付いたものの、ふだんからこの釣り場では竿先が当たるくらいに密集して釣りを行っていたことから、特に気にすることなく、釣り客の状況を確認しながら漂流を続けたものと考えられる。</p> <p>B船は、猿島北東方沖において、多数の小型船舶が密集して漂流している状況下、漂流中、船長Bが、左舷船尾方に漂流しているA船と左舷船尾方約5mまで接近していることに気付き、右舷船尾方に向けて後進することとしたものの、左舵一杯のまま主機を後進としたことから、左舷船尾方に向かって後進し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、左舵一杯となっていたものの、船長Bが、漂流した際に右舵一杯としたと思っていたことから、そのまま主機を後進とすれば、右舷船尾方に向けて後進できると考え、左舵一杯のまま主機を後進としたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、猿島北東方沖において、多数の小型船舶が密集して漂流している状況下、A船及びB船が共に漂流中、船長Aが、右舷船首方に漂流しているB船に気付いたものの、特に気にすることなく釣り客の状況を確認しながら漂流を続けていたところ、船長Bが、左舷船尾方に漂流しているA船と左舷船尾方約5mまで接近していることに気付き、右舷船尾方に向けて後進しようとして左舵一杯のまま主機を後進としたため、B船が左舷船尾方に向かって後進し、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の操縦者は、停泊等の状態から船舶を操縦する際には、あらかじめ舵を操作して操縦権の有無及び現在の舵角を確認してから主機を操作すること。 ・ 小型船舶の操縦者は、漂流して釣り等を行う場合には、他船が移動を始めたとしてもすぐに衝突のおそれが生じることがないよう、互いに距離を保って漂流すること。

付図1 事故発生場所概略図

